

果実酒等の製法品質表示基準のQ & A

平成 30 年 4 月
国 税 庁

果実酒等の製法品質表示基準のQ&A 改正履歴

改正年月 (理由)	問番号等	改正の概要
平成 28 年 6 月 (初版)		
平成 29 年 12 月 (回答事例追加)	問 5 (総則－1)	新設
	問 5 (総則－5)	新設
	問 5 (人名－1)	新設
平成 30 年 4 月 (酒税法改正等)	問 1－5	新設
	問 5 (建物名－1)	「委託者の名称や委託者が運営する施設の名称に地名が含まれる場合」の例示を追加。
	参考	国内製造ワイン・日本ワイン・輸入ワインの区分判定フローに酒税法第 3 条第 13 号ホを追加

果実酒等の製法品質表示基準のQ & A 目次

【定義（第1項関係）】

- (問1-1) 酵母の水戻し、製造工程中に加える物品等の溶解・分散等のために水を使用した場合、日本ワインから除かれる「原料として水を使用したもの」に該当しますか。 P. 6
- (問1-2) 日本ワインをカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、日本ワインに該当しますか。 P. 6
- (問1-3) 輸入したワインを国内でカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、輸入ワインに該当しますか。 P. 6
- (問1-4) 輸入したワインに輸出時の亜硫酸濃度と同程度まで亜硫酸を添加したワインは、輸入ワインに該当しますか。 P. 7
- (問1-5) オークチップを使用したワインは日本ワインに該当しますか。 P. 7

【記載事項の表示（第2項関係）】

- (問2-1) 日本ワインには、必ず「日本ワイン」と表示しなければなりませんか。 P. 8
- (問2-2) 日本ワインを英語で表示できますか。 P. 8
- (問2-3) 原材料名の表示順は、必ず重量で判断しなくてはいけないのですか。 P. 8
- (問2-4) 濃縮ぶどう果汁で製造した国内製造ワインと輸入ワインをブレンドして製造した国内製造ワインの原材料表示はどのようにしたらよいでしょうか。 P. 9
- (問2-5) 原材料に使用した国内製造ワインの原材料の重量比が不明である場合、原材料表示はどのようにしたらよいでしょうか。 P. 10
- (問2-6) 表示基準に規定された原材料（果実、濃縮果汁、輸入ワイン）以外の原材料は表示しなくてもよいですか。 P. 11

【特定の原材料を使用した旨の表示（第3項関係）】

- (問3-1) なぜ、主たる商標を表示する側に「特定の原材料を使用した旨の表示」を行う必要があるのですか。 P. 12
- (問3-2) 国内で製造された濃縮ぶどう果汁を原材料とした国内製造ワインでも、「濃縮果汁使用」などの表示をしなければなりませんか。 P. 12
- (問3-3) 容器等の主たる商標を表示する側に一括表示欄を表示し、当該一括表示欄の原材料名の表示として、10.5ポイント（360ml以下の容器の場合は7.5ポイント）の活字以上の大きさを「濃縮還元ぶどう果汁」と表示していますが、これとは別個に、「特定の原材料を使用した旨の表示」として「濃縮果汁使用」などの濃縮果汁を使用したことが分かる表示を行う必要がありますか。 P. 12

【ぶどう以外の果実を使用した旨の表示（第4項関係）】

- (問4-1) いわゆるフルーツワインについても、主たる商標を表示する側に「濃縮果汁使用」などの表示を行う必要がありますか。 P. 13
- (問4-2) ぶどうを99%、レモンを1%使用したワインを製造しています。ぶどう以外の果実を1%しか使用していなくてもぶどう以外の果実を使用した旨の表示を行う必要がありますか。 P. 13

【地名の表示（第5項関係）】

- (問5 (総則-1)) 地名の表示が日本ワインに限られているのはなぜですか。 P. 14
- (問5 (総則-2)) 日本ワイン以外のワインの地名（ぶどうの収穫地）の表示ルールを教えてください。 P. 15
- (問5 (総則-3)) 日本ワインに表示する地名として、都道府県よりも広い、「東北」や「九州」等の地名は表示することができますか。 P. 15
- (問5 (総則-4)) 当社では、ぶどう品種「甲州」を100%使用した日本ワインを製造しています。このぶどうは甲州市で収穫されたものではなく、醸造地も甲州市ではありませんが、ぶどうの品種名として「甲州」を表示することができますか。 P. 15
- (問5 (総則-5)) 当社では「〇〇ワイン」という商標のワインを販売しています。他県に〇〇と読む地名が存在しますが、当社の〇〇は表示することができますか。 P. 16
- (問5 (総則-6)) ワインのびん詰場所の地名を表示することができますか。 P. 16
- (問5 (総則-7)) 地名を含む商品名等を商標登録しています。このワインが日本ワインでない場合又は地名の表示ルールに適合しない場合でも、この商標は表示することができますか。 P. 17
- (問5 (会社名-1)) 地名を含む会社名を表示する場合、併せて表示する「株」等の表示を、会社名よりも小さい表示としても構いませんか。 P. 18
- (問5 (会社名-2)) ロゴマークに地名を含む会社名を表示しています。このようなロゴマークは表示することができますか。 P. 18
- (問5 (人名-1)) ワインのラベルに人名（例：長野太郎）の一部をつけた「キューベ長野」と表示することができますか。 P. 19
- (問5 (建物名等-1)) プライベートブランドの商品を受託製造しています。委託者の名称や委託者が運営する施設の名称に地名が含まれる場合（例：〇〇（地名）ゴルフ場、〇〇観光ホテルなど）にこれらの名称をラベルに表示することができますか。 P. 20
- (問5 (収穫地等-1)) ラベルに表示した都道府県の名称について、当該都道府県内の別々の市町村にそれぞれぶどうの収穫地と醸造地がある場合でも、その地名が示す範囲に醸造地があるといえますか。 P. 20
- (問5 (収穫地等-2)) 「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しない場合を、具体的に教えて下さい。 P. 21

- (問5 (収穫地等-3)) 当社は、A市内のB地区で収穫されたぶどうを100%使用して、同じA市内のC地区で醸造した日本ワインを製造しています。この場合、B地区の範囲に醸造地がないこととなりますが、「Bワイン」等と表示することができますか。 P. 22
- (問5 (収穫地等-4)) 当社では、A市産ぶどうを90%、B市産ぶどうを10%使用した日本ワインを製造しています。この日本ワインはA市産ぶどうを85%以上使用しているため、一括表示欄の原材料の原産地名として「ぶどう (A市産)」と表示することができますか。 P. 22
- (問5 (収穫地等-5)) ①A市産ぶどうを85%未満使用した日本ワインと、②A市産ぶどうを100%使用した日本ワインをブレンド(混和)し、混和後のワインがA市産ぶどうを85%以上使用したものとなる場合、地名としてA市を表示することができますか。なお、①、②ともにA市で醸造しています。 P. 24
- (問5 (収穫地等-6)) 当社は、A県産ぶどうを100%使用し、A県内で醸造した日本ワインを製造していますが、びん詰はB県にある自社の別の製造場で行っています。この場合、「Aワイン」等の表示を行うことができますか。 P. 24
- (問5 (収穫地等-7)) 他の製造場で醸造されたワインを購入(未納税移入)し、自社の製造場で醸造したワインとブレンド(混和)した場合、自社の製造場の地名を醸造地として表示することができますか。 P. 24
- (問5 (収穫地等-8)) 当社は、A市産ぶどうを100%使用し、A市に隣接する同一県内のB市で醸造した日本ワインを製造しています。この場合、ぶどうの収穫地であるA市と、醸造地であるB市は隣接した市町村になることから、「Bワイン」等、地名としてB市を表示することができますか。 P. 25
- (問5 (収穫地等-9)) 長野県で収穫されたぶどうを100%使用し、山梨県で醸造した「長野産シャルドネ」というワインを製造しています。一括表示欄に醸造地はどのように記載しなければなりませんか。 P. 25

【ぶどうの品種名の表示(第6項関係)】

- (問6-1) 日本ワイン以外の場合にも容器又は包装にぶどうの品種名を表示することができますか。 P. 26
- (問6-2) ぶどうの収穫地と醸造地が同じ地域にない場合でも、「山形シャルドネ」などを表示することができますか。 P. 26
- (問6-3) 当社では、ぶどうの品種として、シャルドネ60%、リースリング25%、ケルナー10%、ソーヴィニヨン・ブラン5%を使用した国内製造ワインを製造しています。この場合、どのようなぶどうの品種名を表示することができますか。 P. 27

(問6-4) ぶどうの品種名に使用量の割合を併記する場合、割合の1%未満の端数の処理については、切り上げ、切り捨て等の決まりはありますか。 P. 27

【ぶどうの収穫年の表示（第7項関係）】

(問7-1) 日本ワイン以外の場合にも容器又は包装にぶどうの収穫年を表示することができますか。 P. 28

(問7-2) 当社は、2015年に収穫したぶどう90%と前年の2014年に収穫したぶどう10%を使用した日本ワインを製造しています。この場合、ぶどうの収穫年について「2015年産90%、2014年産10%」等、割合を表示することができますか。 P. 28

(問7-3) ラベルに「Since〇〇」と会社の創業年を表示することができますか。 P. 28

【表示の方式等（一括表示欄の表示関係）（第8項関係）】

(問8-1) 酒類の品目は、一括表示欄に記載していれば、主たる商標を表示する側への表示を行う必要はないのですか。 P. 29

(問8-2) 一括表示欄に「果実酒」等の酒類の品目を表示する場合の文字は、何ポイントの活字以上の大きさで表示すればよいのですか。 P. 29

(問8-3) 製造者、加工者、販売者がそれぞれ異なる場合、一括表示欄はどのように記載すればよいでしょうか。 P. 30

(参考) 国内製造ワイン・日本ワイン・輸入ワインの区分判定フロー P. 32

本Q&Aにおいては、以下の略称を使用しています。

表示基準：果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁第18号）

通達：酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（平成11年6月25日課酒1-36）第8編第1章
第86条の6関係3《果実酒等の製法品質表示基準の取扱い》

組合法：酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）

一括表示欄：表示基準で定める別記様式

食品関連事業者：食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条で定める食品関連事業者

【定義（第1項関係）】

（問1-1）酵母の水戻し、製造工程中に加える物品等の溶解・分散等のために水を使用した場合、日本ワインから除かれる「原料として水を使用したもの」に該当しますか。

（答）酵母の水戻し、製造工程中に加える物品等の溶解・分散等のため必要最小限の水を使用したものは、その酵母や加える物品として取り扱います。したがって、日本ワインから除く「原料として水を使用したもの」には該当しません。

（表示基準第1項3号、通達(6)イ）

（問1-2）日本ワインをカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、日本ワインに該当しますか。

（答）酒税法上、炭酸ガスの混和は製造行為に該当しますが、酒類に炭酸ガスの混和をした酒類の品目は、混和前の酒類の品目とすることとされています。

日本ワインは酒税法の果実酒の定義を基本にしていることから、ご質問のスパークリングワインは、日本ワインとして取り扱います。

（酒税法第3条13号、43条2項、表示基準第1項3号）

（問1-3）輸入したワインを国内でカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、輸入ワインに該当しますか。

（答）国内での炭酸ガスの混和は、酒税法の製造行為に該当します。したがって、ご質問のスパークリングワインは、輸入ワインを原料とした国内製造ワインに該当します。

ただし、微量の炭酸ガスを含むワインを輸入したもので、輸送途中に減少した分を国内で補充（添加）したものは、輸入ワインとして取り扱います。

（酒税法第43条1項、表示基準第1項1号、4号、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編酒税法関係第3条（共通事項）7〈酒類の原料として取扱わない物品〉(2)へ）

(問 1-4) 輸入したワインに輸出時の亜硫酸濃度と同程度まで亜硫酸を添加したワインは、輸入ワインに該当しますか。

(答) 酒類の保存のために亜硫酸を添加することは、酒税法上の製造とみなさないものとされています。したがって、ご質問のワインは輸入ワインに該当します。

(酒税法第 43 条、施行規則第 13 条 8 項、表示基準第 1 項 4 号)

(問 1-5) オークチップを使用したワインは日本ワインに該当しますか。

(答) 酒税法第 3 条第 13 号ホにおいて、同号イからニに掲げる果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させた酒類は果実酒とされています。

表示基準では、国内製造ワインのうち、酒税法第 3 条第 13 号に掲げる果実酒で、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用したものを「日本ワイン」と規定していますので、日本ワインにオークチップを使用した果実酒は日本ワインに該当します。

なお、酒税法第 3 条第 13 号ニに掲げる果実酒にオークチップを使用する場合は、使用する前の果実酒が別表に掲げる製法により製造したもの（日本ワインに該当するもの）でなければ、日本ワインに該当しません。

(参考) オークチップは、表示基準で原材料名の表示が義務付けられている原材料（果実、濃縮果汁、輸入ワイン及び国内製造ワイン）ではありませんので、一括表示欄に原材料名として表示する必要はありませんが、これらの原材料に続けて表示することができます。

(注) ワインに樽香味を付与する目的で添加し、最終製品からは除去されるオークチップは、そのものを食さない食品素材に該当するため、添加物ではありませんので、食品表示基準に基づく添加物としての表示は不要です。

(酒税法第 3 条 13 号、酒税法施行令第 7 条 4 項、表示基準第 1 項 3 号、第 2 項 2 号、別表、通達(7)ハ)

【記載事項の表示（第2項関係）】

（問2-1）日本ワインには、必ず「日本ワイン」と表示しなければなりませんか。

（答）日本ワインには、一括表示欄に8ポイント（容量200ml以下の容器の場合は6ポイント）の活字以上の大ききで「日本ワイン」と表示しなければなりません。

一括表示欄以外への「日本ワイン」の表示についての規定は設けていませんが、消費者の商品選択に資する観点からは、主たる商標を表示する面にも「日本ワイン」の表示を行っていただくことが望ましいと考えています。

なお、一括表示欄以外の場所に「日本ワイン」の表示をした場合であっても、一括表示欄には「日本ワイン」の表示が必要になります。

（表示基準第2項1号、第8項、別記様式備考1、通達(6)ハ、(14)イ）

（問2-2）日本ワインを英語で表示できますか。

（答）日本ワインは、一括表示欄に日本語で「日本ワイン」と表示しなければなりません。一括表示欄以外は日本語に限定していません。したがって、一括表示欄以外に英語で表示することができます。

なお、国税庁では日本ワインを英語表記する場合、「Japan Wine」としています。

（参考）国税庁レポート2017（英語版）「Column 9 Recent trends in Japanese liquors」

（http://www.nta.go.jp/foreign_language/Report_pdf/2017e_08.pdf）

（表示基準第2項1号、別記様式備考1、通達(6)ハ、(14)イ）

（問2-3）原材料名の表示順は、必ず重量で判断しなくてははいけないのですか。

（答）原材料名の表示順は、原則として使用した原材料の重量順としています。食品全般の表示方法を定めている食品表示基準においても、原材料については、原材料に占める重量の割合の高い順に表示することとされています。

一方、酒類は液体であり、例えば、国内製造ワインと輸入ワインを混和した場合など、それぞれの原材料の重量を算出することが困難な場合には、重量に代えて、容量の順により表示しても差し支えありません。

（表示基準第2項2号、通達(3)ハ、(7)、食品表示基準第3条）

(問2-4) 濃縮ぶどう果汁で製造した国内製造ワインと輸入ワインをブレンドして製造した国内製造ワインの原材料表示はどのようにしたらよいでしょうか。

(答) 例えば、輸入した濃縮ぶどう果汁を水で希釈したものを原材料として国内で製造したワイン(国内製造ワイン)に、輸入ワインをブレンドして新たに国内製造ワインを製造した場合、一括表示欄の原材料表示として、ブレンドに使用した国内製造ワインの原材料である「濃縮還元ぶどう果汁(外国産)」と「輸入ワイン」を表示することとなります。

〈表示例〉

・原材料名 濃縮還元ぶどう果汁(外国産)、輸入ワイン

この例では、濃縮還元果汁を希釈するために使用した水の量も含めた重量と、輸入ワインの重量により表示順を決めることとなりますが、国内製造ワインの原材料と輸入ワインのそれぞれの重量を算出することが困難な場合には、重量に代えて、混和割合(容量比)による表示順としても差し支えありません。

(表示基準第2項2号ロ、ニ、通達(3)ハ、(7)イ、ロ)

(問2-5) 原材料に使用した国内製造ワインの原材料の重量比が不明である場合、原材料表示はどのようにしたらよいでしょうか。

(答) 他の酒類製造業者から酒類の原料とするために国内製造ワインを未納税移入した場合など、原材料に使用した国内製造ワインの原材料の重量比が不明である場合には、原材料として「国内製造ワイン」と表示し、併せて当該国内製造ワインの原材料を転記することとしています。

例えば、国内製造ワイン（外国産の濃縮還元ぶどう果汁を原材料とした国内製造ワインと輸入ワインをブレンドして製造したもの。原材料の重量比不明）と輸入ワインをブレンドして製造した場合など、その原材料とした国内製造ワインの重量比が不明である場合については、「国内製造ワイン（濃縮還元ぶどう果汁（外国産）、輸入ワイン）」といった表示を行うこととなります。

〈表示例〉

・原材料名 国内製造ワイン（濃縮還元ぶどう果汁（外国産）、輸入ワイン）、輸入ワイン
なお、ワインの原材料が不明という事態が生じないよう、他の酒類製造業者へ未納税移出する酒類についても、表示基準の対象となることに留意してください。

この場合、消費者に対して通常そのままの状態を引き渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー等）に充填した果実酒等への表示については、当該果実酒等の送り状、納品書、規格書その他当該果実酒等と合わせて譲渡される書類に行うこととなります。

（表示基準前文、第2項2号ニ、通達(2)、(7)ロ）

(問2-6) 表示基準に規定された原材料(果実、濃縮果汁、輸入ワイン)以外の原材料は表示しなくてもよいですか。

(答) 表示基準に規定された原材料以外でも、食品表示法その他の法令によって表示が義務付けられている物品を原材料とした場合については、表示する必要があります。

例えば、食品表示法で表示が義務付けられている添加物(酸化防止剤(亜硫酸塩)等)を使用した場合は、これを表示する必要があります。

また、消費者の商品選択に資する観点からは、表示基準やその他の法令で義務付けられている以外の原材料についても、可能な限り表示することが望ましいと考えます。

なお、添加物の表示については、食品表示基準別記様式1の表示方法に従って、一括表示欄に事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができます。

〈表示例〉

・原材料名 ぶどう(日本産) / 酸化防止剤(亜硫酸塩)

(表示基準第2項2号、別記様式備考7、通達(7)ハ、酒税法第3条13号、食品表示法第4条1号、食品表示基準第3条、別記様式1備考2)

【特定の原材料を使用した旨の表示（第3項関係）】

（問3-1）なぜ、主たる商標を表示する側に「特定の原材料を使用した旨の表示」を行う必要があるのですか。

（答）店頭で陳列されたワインについて、消費者が日本ワインと他の国内製造ワインとを容易に区別ができるよう、一般的に正面側を向いて陳列が行われる主たる商標が表示されている側に当該表示を行うこととしたものです。

（表示基準第3項、通達(9)）

（問3-2）国内で製造された濃縮ぶどう果汁を原材料とした国内製造ワインでも、「濃縮果汁使用」などの表示をしなければなりませんか。

（答）濃縮果汁が国産か外国産かに関わらず表示する必要があります。

なお、表示基準第3項の「特定の原材料を使用した旨の表示」として容器等の主たる商標を表示する側に濃縮果汁を使用したことが分かる表示を行う必要があるのは、原料として水を使用した場合に限りですので、例えば、濃縮果汁を水で希釈せず、濃縮果汁のまま添加する場合は、当該表示を行う必要はありません。

（表示基準第3項1号）

（問3-3）容器等の主たる商標を表示する側に一括表示欄を表示し、当該一括表示欄の原材料名の表示として、10.5ポイント（360ml以下の容器の場合は7.5ポイント）の活字以上の大きさで「濃縮還元ぶどう果汁」と表示していますが、これとは別個に、「特定の原材料を使用した旨の表示」として「濃縮果汁使用」などの濃縮果汁を使用したことが分かる表示を行う必要がありますか。

（答）主たる商標を表示する側であって、陳列された際にその面が消費者から見える位置に一括表示欄を設け、「特定の原材料を使用した旨の表示」として「濃縮果汁使用」などの濃縮果汁を使用したことが分かる表示が行われている場合には、一括表示欄と別個に表示基準第3項1号の「濃縮果汁を使用したことが分かる表示」を行う必要はありません。

（表示基準第3項1号）

【ぶどう以外の果実を使用した旨の表示（第4項関係）】

（問4-1）いわゆるフルーツワインについても、主たる商標を表示する側に「濃縮果汁使用」などの表示を行う必要がありますか。

（答）いわゆるフルーツワインについては、何の果実を使用しているかが消費者にとって最も重要な情報であるため、主たる商標を表示する側にぶどう以外の原料果実の名称などを表示することとしています。そのため、日本ワインとその他の国内製造ワインとを容易に区別できることを目的とする「特定の原材料を使用した旨の表示」の表示を行う必要はありません。

なお、いわゆるフルーツワインについては、表示基準第5項から第7項に定める地名、ぶどうの品種名及びぶどうの収穫年の表示に関する規定の適用もありません。

（表示基準第4項）

（問4-2）ぶどうを99%、レモンを1%使用したワインを製造しています。ぶどう以外の果実を1%しか使用していなくてもぶどう以外の果実を使用した旨の表示を行う必要がありますか。

（答）ぶどう以外の果実を使用した場合には、使用量にかかわらず、ぶどう以外の果実を使用したことを主たる商標を表示する側に表示する必要があります。

なお、ぶどう以外に複数の果実を使用した場合には、例えば、商品の特性に影響の大きいぶどう以外の果実を表示すれば、その他の果実を表示する必要はありません。

（表示基準第4項、通達(10)）

【地名の表示（第5項関係）】

[総則]

（問5（総則－1））地名の表示が日本ワインに限られているのはなぜですか。

（答）ワインのラベルに表示される地名は消費者が商品を選択する上で重要な判断要素となります。

現在、①欧州、米国、チリ等の海外から輸入したワイン、②海外から輸入された濃縮果汁や輸入ワインを原料として国内で製造されたワイン、③日本国内で生産されたぶどうを原料として製造されたワインの3種類が流通しています。

現状では、②も③にも、ラベルに国内の地名が表示されていることがあり、②については、日本で生産されたぶどうを使用したワインであると誤認するおそれがあります。

ワインの品質に最も影響を与えるのは原料のぶどうであると考えられています。ぶどうは栽培された地域の気象・土壌・地勢等の条件によって大きく左右されますので、どこで収穫されたぶどうであるかが重要視されます。古くからワインを製造している欧州などの海外諸国では、ワインとは新鮮なぶどうのみから造られるものとされており、ラベルに表示できるぶどうの収穫地の地名もその土地で収穫されたぶどうを一定量以上使用していないと表示できないこととされています。

日本ワインの品質が海外においても評価されてきておりますが、ワインの表示に関する公的なルールがない状況では、日本においてはどのような原料を使用しても地名を名乗ることができ、ぶどうの収穫地ではない地名でもラベル表示を行えるのかと誤解され、日本ワインに対する信用を失ってしまうこととなります。

このような状況を踏まえ、消費者の商品選択に資する観点から、国際的なルールとの整合性等を考慮して表示基準を制定しました。表示基準では、国内で製造されたワインのうち、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用したものを日本ワインとして定義し、日本ワインに限り地名を表示することができることとしました。

なお、国内では、契約栽培等によりワインの醸造地とは離れた場所で収穫されたぶどうを使用するケースが多く見られます。このような国内のワイナリーの状況についても考慮し、ぶどうの収穫地に加え、ワインの醸造地の地名も表示できることとしています。

(問5 (総則-2)) 日本ワイン以外のワインの地名(ぶどうの収穫地)の表示ルールを教えてください。

(答) 日本ワイン以外の国内製造ワインについては、表示基準第2項3号の「原材料の原産地名」として、一括表示欄の原材料名の次に括弧を付して地名(ぶどうの収穫地)を表示することができますが、それ以外の地名は表示できないこととしています。

輸入ワインについては、表示基準第2項4号の「原産国名」を一括表示欄に表示する必要があります。

(表示基準第2項3号、3項、5項、通達(5)、(8)ロ、ハ)

(問5 (総則-3)) 日本ワインに表示する地名として、都道府県よりも広い、「東北」や「九州」等の地名は表示することができますか。

(答) 「地名」には、社会通念上、特定の地域を指す名称が含まれますので、「東北」や「九州」等の地名を表示することができます。

(表示基準第5項、通達(3)イ)

(問5 (総則-4)) 当社では、ぶどう品種「甲州」を100%使用した日本ワインを製造しています。このぶどうは甲州市で収穫されたものではなく、醸造地も甲州市ではありませんが、ぶどうの品種名として「甲州」を表示することができますか。

(答) 「甲州」や「甲斐ノワール」等、ぶどうの品種名と地名が同一又はぶどうの品種名に地名が含まれている場合がありますが、これらは、ぶどうの品種名として表示基準第6項に従って表示することができます。

(表示基準第5項、6項)

(問5 (総則-5)) 当社では「〇〇ワイン」という商標のワインを販売しています。他県に〇〇と読む地名が存在しますが、当社の〇〇は表示することができますか。

(答) 表示基準は、日本ワインへのぶどうの収穫地やワインの醸造地の表示を規定するものですが、偶然ぶどうの収穫地やワインの醸造地と同一の漢字又は同一の読み方をする場合においてまで、それを地名として取り扱うものではありませんので、表示することができます。

例えばスパークリングワインのラベルに「AWA」と表示されているものは、発泡性を意味する「泡」を表しており、地名として「阿波」を表示しているものではないため表示することができます。

なお、「AWA」のように明確に判別できるもの以外にあっては、ラベルに表示されている名称が地名以外の意味を持つ名称であることを消費者に対して説明できるようにする必要があります。この場合、そのワインのラベルに「〇〇は□□を表しています。」などと表示する方法があります。

(表示基準第5項、通達(11))

(問5 (総則-6)) ワインのびん詰場所の地名を表示することができますか。

(答) 国内製造ワインに地名を表示する場合は、一括表示欄への原材料の原産地名の表示のほか、日本ワインに限り、ぶどうの収穫地又は醸造地の地名を表示できることとしています。びん詰場所はこれらに該当しませんので、表示することができません。

なお、食品表示基準により一括表示欄に「加工所」として表示する義務のあるびん詰場所については地名に該当しないこととして取り扱います。

(表示基準第5項1号)

(問5 (総則-7)) 地名を含む商品名等を商標登録しています。このワインが日本ワインでない場合又は地名の表示ルールに適合しない場合でも、この商標は表示することができますか。

(答) 表示基準は「国内外における取引の円滑な運行に資する目的」及び「消費者の商品選択に資する目的」という公益性の観点から規定しています。

表示基準によって、個別の商標権の権利に何らかの変動を与えるものではありませんが、その行使(ラベルへの表示)に当たっては、当該表示基準により、公益性から求められる一定の制限に従っていただく必要があるため、当該基準の範囲内でのみ商標権の行使が可能と考えます。

したがって、商標登録された商品名等であっても、地名を含むものについては、日本ワインではない場合又は表示基準第5項の地名の表示ルールに適合しない場合には、表示することができません。

(表示基準5、通達(1)、(11)ト)

[会社名、人名等]

(問5 (会社名-1)) 地名を含む会社名を表示する場合、併せて表示する「株」等の表示を、会社名よりも小さい表示としても構いませんか。

(答) 地名を含む会社名を表示する場合については、会社名として消費者が容易に判別できる方法により表示する必要があります。併せて表示する「株」等の表示が、会社名の表示と比べて小さい文字、薄い色、見にくい色、異なる字体等で表示されている、または、「株」等の表示と会社名が離れた位置に表示されているなど一体的に表示されていない場合には、消費者が容易に判別できる方法により表示されているとはいえません。

したがって、原則として、「株」等の表示は会社名と同程度の大きさ、色調等で会社名と一体的に表示する必要があります。

なお、英語で表示された地名を含む会社名に併せて「Co., Ltd.」などの表示がなされている場合には、会社名が表示されているものとして取り扱います。

(表示基準第5項、通達(11)イ(イ))

(問5 (会社名-2)) ロゴマークに地名を含む会社名を表示しています。このようなロゴマークは表示することができますか。

(答) ロゴマークの中に表示されている地名がぶどうの収穫地等と誤認されるおそれがありますが、ロゴマークとして会社名を表示しているものであり、かつ、ロゴマークと同一面に会社名が表示されている場合には、会社名として消費者が容易に判別できるため、地名として取り扱うものではありませんので、表示することができます。

(表示基準第5項、通達(11)イ(イ))

(問5 (人名-1)) ワインのラベルに人名(例: 長野太郎)の一部をつけた「キュベ長野」と表示することができますか。

(答) 人名を表示する場合は氏名を併せて表示するなど、人名として消費者が容易に判別できる方法により表示する必要があります。

ご質問の「キュベ」という言葉には様々な意味があります。元は発酵容器を意味する「キューヴ」に由来し、そこから特別なロット又はブレンドという意味があります。この特別な選別を行う醸造責任者の人名と併せて「キュベ長野」と表示されることがあります。

ご質問の例では、ラベルに「醸造責任者: 長野太郎」と氏名が記載されているなど、人名として消費者が容易に判別できる方法がなされていれば、表示することができます。

(表示基準第5項、通達(11)イ(ロ))

[建物名、施設名等]

(問5 (建物名等-1)) プライベートブランドの商品を受託製造しています。委託者の名称や委託者が運営する施設の名称に地名が含まれる場合(例: OO(地名)ゴルフ場、OO観光ホテルなど)にこれらの名称をラベルに表示することができますか。

(答) 国内では、観光地における土産品にその土地の地名を表示したワインやランドマークとなる建物名や施設名を表示したワインが多く流通しています。しかし、これらのワインの中には輸入ワイン(原料として製造したものを含む。)に国内の観光地の地名を表示しているもの、輸入濃縮果汁を国内で醸造した国内製造ワインに地名を冠した建物名等を表示しているものなどがあります。

プライベートブランドのラベルについても、そのラベルに表示される建物名や施設名に地名が含まれている場合は、原則として、その地名を示す範囲内にぶどうの収穫地及びワインの醸造地がないことが広く一般に知られていない限り、地名が含まれる建物名や施設名を表示することはできません。

(表示基準第5項、通達(11)ロ)

[収穫地、醸造地]

(問5 (収穫地等-1)) ラベルに表示した都道府県の名について、当該都道府県内の別々の市町村にそれぞれぶどうの収穫地と醸造地がある場合でも、その地名が示す範囲に醸造地があるといえますか。

(答) 表示するぶどうの収穫地が都道府県の名であれば、その都道府県内の別の市町村に醸造地がある場合であっても、その地名が示す範囲に醸造地があることとなります。

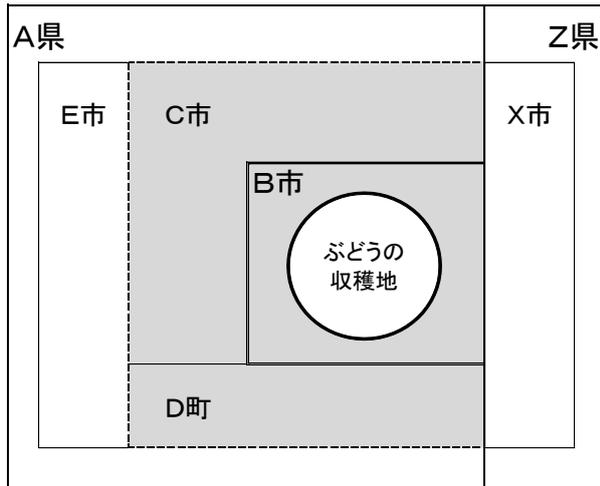
なお、ぶどうの収穫地として市町村など都道府県より小さい地域の名称を表示する場合は、その市町村などの地域内に醸造地がある場合のほか、同一都道府県内の隣接した市町村に醸造地がある場合にも、表示する地名が示す範囲に醸造地があるものと取り扱います。

(表示基準第5項、通達(11)ハ)

(問5 (収穫地等－2)) 「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しない場合を、具体的に教えて下さい。

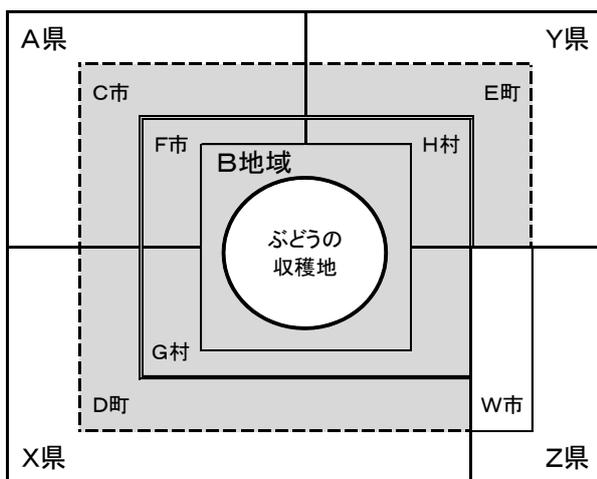
(答) 「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しない場合を図で示すと、次のようになります (○：該当しない場合。×：該当する場合)。

【事例1：地名としてB市を表示する場合】



- A県B市、C市又はD町に醸造地がある場合
- × A県E市に醸造地がある場合 …… A県B市に隣接していないため
- × Z県X市に醸造地がある場合 …… A県B市に隣接しているが、県が異なるため

【事例2：地名として複数の県を跨ぐB地域を表示する場合】



- A県C市、F市、X県D町、G村、Y県E町又はH村に醸造地がある場合
- × Z県W市に醸造地がある場合 …… B地域が示す範囲にあるX県G村に隣接しているが、県が異なるため

(表示基準第5項1号、通達(11)ハ)

(問5 (収穫地等-3)) 当社は、A市内のB地区で収穫されたぶどうを100%使用して、同じA市内のC地区で醸造した日本ワインを製造しています。

この場合、B地区の範囲に醸造地がないこととなりますが、「Bワイン」等と表示することができますか。

(答) 通達(11)ハのとおり、表示する地名(B地区)を含む市町村内(A市内)に醸造地(C地区)がある場合は、「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しないものとして取り扱いますので、「Bワイン」等の表示を行うことができます(問5 (収穫地等-2) 参照)。

(表示基準第5項1号、通達(11)ハ)

(問5 (収穫地等-4)) 当社では、A市産ぶどうを90%、B市産ぶどうを10%使用した日本ワインを製造しています。この日本ワインはA市産ぶどうを85%以上使用しているため、一括表示欄の原材料の原産地名として「ぶどう(A市産)」と表示することができますか。

(答) ぶどうの原産地名の一括表示欄での表示は、原則として「ぶどう(日本産)」と表示します。これに代えて、「A市産」を表示する場合には、A市産ぶどうを85%以上使用している場合であっても、「ぶどう(A市産、B市産)」と、使用量の多い順に全ての原産地名を表示する必要があります。

(表示基準第2項3号、通達(8))

(参考) 原材料の原産地名ごとの使用割合に応じた表示例

○ 一括表示欄への原材料の原産地名の表示 (表示基準第2項3号、8項、別記様式備考3)

	原料ぶどうの使用割合	表示例
例1	塩尻市産 85%、 松本市産 15%	例1-① 原材料：ぶどう (日本産) 例1-② 原材料：ぶどう (長野県産) 例1-③ 原材料：ぶどう (塩尻市産・松本市産)
例2	塩尻市産 70%、 松本市産 30%	例2-① 原材料：ぶどう (日本産) 例2-② 原材料：ぶどう (長野県産) 例2-③ 原材料：ぶどう (塩尻市産・松本市産)
例3	塩尻市産 40%、 松本市産 40%、 北海道産 20%	例3-① 原材料：ぶどう (日本産) 例3-② 原材料：ぶどう (長野県産・北海道産) 例3-③ 原材料：ぶどう (塩尻市産・松本市産・北海道産)
例4	塩尻市産 85%、 チリ産 15%	例4-①-① 原材料：ぶどう (日本産)、濃縮還元ぶどう果汁 (外国産) 例4-①-② 原材料：ぶどう (日本産)、濃縮還元ぶどう果汁 (チリ産) 例4-②-① 原材料：ぶどう (長野県産)、濃縮還元ぶどう果汁 (外国産) 例4-②-② 原材料：ぶどう (長野県産)、濃縮還元ぶどう果汁 (チリ産) 例4-③-① 原材料：ぶどう (塩尻市産)、濃縮還元ぶどう果汁 (外国産) 例4-③-② 原材料：ぶどう (塩尻市産)、濃縮還元ぶどう果汁 (チリ産)

(注) 使用割合を表示することも可。なお、例1から例3は「日本ワイン」の表示を義務付け。

○ 一括表示欄以外(表ラベル)へのぶどうの収穫地の表示 (表示基準第5項1号、通達(11)ニ)

	原料ぶどうの使用割合	表示例
例1	塩尻市産 85%、 松本市産 15%	①日本産ぶどう使用、 ②長野県産ぶどう使用、 ③塩尻市産ぶどう使用 ※ 醸造地が同じ産地(収穫地)内にある場合、「長野」、「塩尻」、「長野ワイン」などの表示が可能
例2	塩尻市産 70%、 松本市産 30%	①日本産ぶどう使用、 ②長野県産ぶどう使用 ※ 醸造地が同じ産地(収穫地)内にある場合、「長野」、「長野ワイン」などの表示が可能
例3	塩尻市産 40%、 松本市産 40% 北海道産 20%	日本産ぶどう使用 ※ 長野県産ぶどうは85%未満のため、「長野県産ぶどう使用」とは表示不可
例4	塩尻市産 85%、 チリ産	日本ワインに該当しないため、表示不可。 ※ 主たる商標を表示する側に「輸入濃縮果汁使用」等の表示が必要です。

(注) 使用割合を表示することも可。

(問5 (収穫地等－5)) ①A市産ぶどうを85%未満使用した日本ワインと、②A市産ぶどうを100%使用した日本ワインをブレンド(混和)し、混和後のワインがA市産ぶどうを85%以上使用したものとなる場合、地名としてA市を表示することができますか。

なお、①、②ともにA市で醸造しています。

(答) 異なる日本ワインをブレンド(混和)したワインについても「日本ワイン」に該当します。

したがって、混和後のワインが、A市産ぶどうを85%以上使用したものとなる場合には、地名としてA市を表示することができます。

(表示基準第1項3号、5項1号)

(問5 (収穫地等－6)) 当社は、A県産ぶどうを100%使用し、A県内で醸造した日本ワインを製造していますが、びん詰はB県にある自社の別の製造場で行っています。

この場合、「Aワイン」等の表示を行うことができますか。

(答) A県産ぶどうを85%以上使用し、A県で醸造した日本ワインを他県にある自社の別の製造場でびん詰した場合も、「Aワイン」等の表示を行うことができます。

また、他県にある他社の製造場にびん詰を委託する場合やびん詰だけでなくワインのカーボネーション(炭酸ガスの混和)を委託する場合についても、同様に「Aワイン」等の表示を行うことができます。

(表示基準第5項1号)

(問5 (収穫地等－7)) 他の製造場で醸造されたワインを購入(未納税移入)し、自社の製造場で醸造したワインとブレンド(混和)した場合、自社の製造場の地名を醸造地として表示することができますか。

(答) ご質問のワインには、醸造地が2箇所存在することとなります。

したがって、醸造地を表示する場合には、その2箇所の醸造地を両方表示する必要があります。

(表示基準第5項2号)

(問5 (収穫地等－8)) 当社は、A市産ぶどうを100%使用し、A市に隣接する同一県内のB市で醸造した日本ワインを製造しています。

この場合、ぶどうの収穫地であるA市と、醸造地であるB市は隣接した市町村になることから、「Bワイン」等、地名としてB市を表示することができますか。

(答) ご質問のケースでは、「Aワイン」等、ぶどうの収穫地であるA市を表示することは可能ですが、B市を表示したい場合は、醸造地を含む地名として「B市醸造ワイン」等と表示する必要があり、併せて、「B市は原料として使用したぶどうの収穫地ではありません」等の表示が必要となります。

(表示基準第5項、通達(11)ハ、ホ)

(問5 (収穫地等－9)) 長野県で収穫されたぶどうを100%使用し、山梨県で醸造した「長野産シャルドネ」というワインを製造しています。一括表示欄に醸造地はどのように記載しなければなりませんか。

(答) 国内製造ワインに地名を表示する場合は、日本ワインに限り原料としたぶどうのうち、同一の収穫地で収穫されたものを85%以上使用した場合に収穫地を含む地名を表示することができます。表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合には、ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法として一括表示欄に醸造地を表示することとしています。

この場合の表示方法は醸造地の所在地を表示するものであり、都道府県名又は市町村名までの表示とすることも可能です。

ご質問の場合、醸造した場所が一括表示欄に製造所として表示されている場所と同一である場合は、製造所の表示をもって醸造地の表示が行われているものとして取り扱います。

なお、製造所の所在地が製造所固有記号で表示されている場合には、醸造地が消費者には容易に判別できないため、別途、醸造地の所在地を表示する必要があります。

(表示基準第5項1号、第8項、通達(11)ニ(ハ))

【ぶどうの品種名の表示（第6項関係）】

（問6－1）日本ワイン以外の場合にも容器又は包装にぶどうの品種名を表示することができますか。

（答）日本ワイン以外の国内製造ワインについては、一括表示欄に限り、表示基準第6項のぶどうの品種名の表示ルールに従って、ぶどうの品種名を表示することができます。

なお、輸入ワイン及びぶどう以外の果実を使用したいわゆるフルーツワインについては、表示基準第6項の規定の適用はありません。

（表示基準第3項、6項、通達(5)）

（問6－2）ぶどうの収穫地と醸造地が同じ地域にない場合でも、「山形シャルドネ」などを表示することができますか。

（答）通達(11)ニのとおり、「山形シャルドネ」のようにぶどうの収穫地とぶどうの品種名の組合せによる表示は、当該収穫地で収穫された単一品種のぶどうを85%以上使用しており、一括表示欄に①醸造地の表示及び②原材料のぶどうの原産地として、表示したぶどうの収穫地である「山形県産」を表示している場合は、表示することができます。

（表示基準第5項1号、通達(11)ニ）

(問6-3) 当社では、ぶどうの品種として、シャルドネ 60%、リースリング 25%、ケルナー10%、ソーヴィニヨン・ブラン5%を使用した国内製造ワインを製造しています。この場合、どのようなぶどうの品種名を表示することができますか。

(答) ぶどうの品種名の表示については、使用量の多い順に使用量の割合の合計が85%以上となるまで表示する必要があります。また、3品種以上表示する場合には、必ず使用量の割合を併記する必要があります。

ご質問の品種構成の場合、次のいずれかの表示が可能です。

①シャルドネ、リースリング

※ 2品種の場合、使用量の割合を併記する必要はありません。

②シャルドネ 60%、リースリング 25%

③シャルドネ 60%、リースリング 25%、ケルナー10%

④シャルドネ 60%、リースリング 25%、ケルナー10%、ソーヴィニヨン・ブラン5%

※ 使用量の多い順に表示する必要があるため、ケルナーを表示せずにソーヴィニヨン・ブランを表示することはできません。

(表示基準第6項、通達(12)イ、ロ)

(問6-4) ぶどうの品種名に使用量の割合を併記する場合、割合の1%未満の端数の処理については、切り上げ、切り捨て等の決まりはありますか。

(答) 表示するぶどうの品種の使用量の合計が85%以上となるかどうかの判断については、端数処理を行う前の割合で判断する必要があります。ぶどうの品種名に併記する使用量の割合については、1%未満の端数の処理(切り上げ、切り捨て等)に関する決まりはありません。

(表示基準第6項、通達(12))

【ぶどうの収穫年の表示（第7項関係）】

（問7-1）日本ワイン以外の場合にも容器又は包装にぶどうの収穫年を表示することができますか。

（答）日本ワイン以外の国内製造ワインについては、容器又は包装にぶどうの収穫年を表示することはできません。

なお、輸入ワイン及びぶどう以外の果実を使用したいわゆるフルーツワインについては、表示基準第7項のぶどうの収穫年に関する規定の適用はありません。

（表示基準第3項、7項、通達(5)）

（問7-2）当社は、2015年に収穫したぶどう90%と前年の2014年に収穫したぶどう10%を使用した日本ワインを製造しています。

この場合、ぶどうの収穫年について「2015年産90%、2014年産10%」等、割合を表示することができますか。

（答）ぶどうの収穫年については、表示する収穫年に収穫したぶどうの使用量が85%以上の場合に、その収穫年（2015）を表示できることとしており、それ以外の収穫年（2014）を表示することはできません。

（表示基準第7項）

（問7-3）ラベルに「Since〇〇」と会社の創業年を表示することができますか。

（答）「Since」や「創業」など、会社の創業年やワイナリーの開設年と容易に判別できる場合には、収穫年の表示には当たりません。したがって、ご質問の場合には、日本ワインに限らず表示することができます。

（表示基準第7項）

【表示の方式等（一括表示欄の表示関係）（第8項関係）】

（問8-1）酒類の品目は、一括表示欄に記載していれば、主たる商標を表示する側への表示を行う必要はないのですか。

（答）酒類の品目を表示する場所については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第8編86条の5関係2(2)のとおり、主たる商標を表示する側への表示を基本としていますが、酒類の品目の表示以外の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場所に表示することとしても差し支えないこととしておりますので、一括表示欄に他の表示義務事項と一括して品目を記載している場合には、主たる商標を表示する側への品目の表示を行わなくても差し支えありません。

（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第8編86条の5関係2(2)）

（問8-2）一括表示欄に「果実酒」等の酒類の品目を表示する場合の文字は、何ポイントの活字以上の大きさで表示すればよいのですか。

（答）一括表示欄に酒類の品目を表示する場合は、次のポイントの活字以上の大きさで表示する必要があります。

酒類の品目 \ 内容量	360m l 以下	360m l 超 1 L 以下	1 L 超 1.8 L 以下
果実酒	10.5	14	16
甘味果実酒	7.5	10.5	14

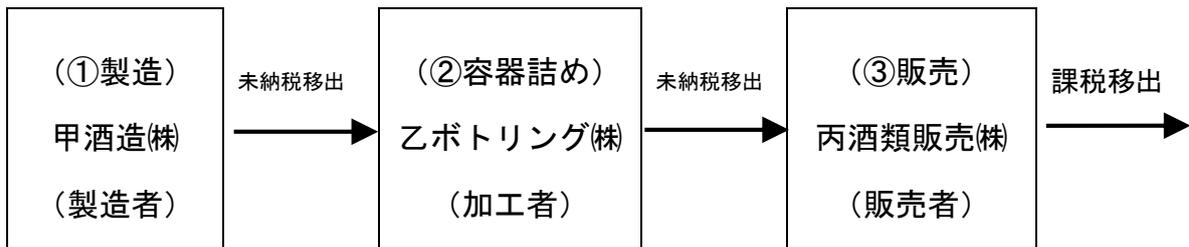
ただし、主たる商標を表示する側に上記のポイントの活字以上で酒類の品目を表示している場合には、一括表示欄への表示は8ポイント（容量200m l以下の容器の場合は6ポイント）の活字以上の大きさで表示しても差し支えありません。また、この場合の一括表示欄への品目の表示は省略することができます。

（表示基準別記様式備考2、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第8編第1章第86条の5関係2(3)イ）

(問 8-3) 製造者、加工者、販売者がそれぞれ異なる場合、一括表示欄はどのように記載すればよいでしょうか。

(答) 一括表示欄への記載に当たっては、食品表示基準の規定に従って表示する必要があります。具体的な表示例を示すと、次のようになります。

【事例】他社の製造場において、①製造（製造者：甲酒造株）され、②容器詰め（加工者：乙ボトリング株）された酒類を、③未納税移入した後に課税移出して販売（販売者：丙酒類販売株）した場合



<p>(製造者の氏名又は名称等) 氏名又は名称 : 甲酒造株 本店所在地 : 東京都千代田区 (食品関連事業者の住所) 霞が関〇-〇-〇 製造場の所在地 : 東京都千代田区 霞が関〇-〇-〇</p>	<p>(加工者の氏名又は名称等) 氏名又は名称 : 乙ボトリング株 本店所在地 : 東京都中央区 (食品関連事業者の住所) 築地〇-〇-〇 加工所の所在地 : 東京都中央区 大手町〇-〇-〇</p>	<p>(販売者の氏名又は名称等) 氏名又は名称 : 丙酒類販売株 本店所在地 : 埼玉県さいたま市中央区 (食品関連事業者の住所) 新都心〇-〇-〇 販売場の所在地 : 大阪府大阪市中央区 大手前〇-〇-〇</p>
---	---	---

(表示例 1) 製造者を食品関連事業者とした場合

日本ワイン	
品目	果実酒
～ 中略 ～	
販売元	丙酒類販売株式会社（酒類製造者の名称） 大阪府大阪市中央区大手前〇-〇-〇（酒類製造場の所在地）
製造者	甲酒造株式会社（食品関連事業者の名称） 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇（食品関連事業者の住所）
加工所	乙ボトリング株式会社（加工者の名称） 東京都中央区大手町〇-〇-〇（加工所の所在地）

(表示例 2) 加工者を食品関連事業者とした場合

日本ワイン	
品目	果実酒
～ 中略 ～	
販売元	丙酒類販売株式会社（酒類製造者の名称） 大阪府大阪市中央区大手前〇-〇-〇（酒類製造場の所在地）
加工者	乙ボトリング株式会社（食品関連事業者の名称） 東京都中央区築地〇-〇-〇（食品関連事業者の住所）
加工所	東京都中央区大手町〇-〇-〇（加工所の所在地）

(表示例3) 販売者を食品関連事業者とした場合

日本ワイン	
品 目	果実酒
	～ 中略 ～
販売者	丙酒類販売株式会社 (食品関連事業者の名称)
	埼玉県さいたま市中央区新都心〇-〇-〇 (食品関連事業者の住所)
販売場	大阪府大阪市中央区大手前〇-〇-〇 (酒類製造場の所在地)
加工所	乙ボトリング株式会社 (加工者の名称)
	東京都中央区大手町〇-〇-〇 (加工所の所在地)

(注) 表示例1から3のいずれの場合も、「〇〇産ぶどう使用」など、ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法により表示する場合は、醸造地(東京都千代田区)を表示する必要があります(問5(収穫地等-9)参照)。

(表示基準第5項1号、別記様式備考4、通達(11)ニ(ハ)、食品表示基準第3条、第8条)

